

No	頁	章	1	(1)	項目等	修正前	修正後
1	1	1	1		1 本書の位置づけ	ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業要求水準書（以下「本書」という。）は、市が、本事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、本事業に参加しようとする者を対象に公表する「 <u>ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業実施方針</u> 」と一体のものであり、要求水準を示し、本事業に参加する事業者の提案に具体的な指針を示すものである。	ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業要求水準書（以下「本書」という。）は、市が、本事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、本事業に参加しようとする者を対象に公表する <u>入札説明書</u> と一体のものであり、要求水準を示し、本事業に参加する事業者の提案に具体的な指針を示すものである。
2	1	1	1		1 本書の位置づけ	本書の配布資料として示す <u>一般図（案）及び各室面積表（案）</u> は、事業者提案にあたっての参考資料として必要に応じて活用すること。 <u>なお、当該基本設計図（案）及び各室面積表（案）は検討段階のものであり、入札公告日以降に基本設計図書を、本事業の参加希望者に貸与する予定である。</u>	本書の参考資料として示す「 <u>ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン基本設計業務成果品</u> 」は、事業者提案にあたって必要に応じて活用すること。
3	1	1	2	(1)	3 施設概要	別に提示する「 <u>別紙1 敷地調査報告書</u> 」を参照する。	別に提示する「 <u>参考資料</u> 」を参照する。
4	2	1	5		5 事業スケジュール	・工事監理業務期間 建設業務開始後～令和11年（2029年）1月	・工事監理業務期間 <u>解体</u> ・建設業務開始後～令和11年（2029年）1月
5	3	1	6		【要綱・基準等】	・BOATRACEPARK リニューアルアイディアブック（BOATRACE振興会）	・BOATRACEPARK リニューアルアイディアブック（ <u>一般財団法人BOATRACE振興会</u> ）
6	3	1	7		7 本事業の性能規定	（1）設計、解体、建設及び工事監理業務 設計、解体、建設及び工事監理業務に関する要求水準は、市が本事業に求める重要な項目の水準を規定するものであり、事業者は本書で定める水準と同等又はそれ以上の提案を行う。	（1）設計、解体・建設及び工事監理業務 設計、解体・建設及び工事監理業務に関する要求水準は、市が本事業に求める重要な項目の水準を規定するものであり、事業者は本書で定める水準と同等又はそれ以上の提案を行う。
7	4	1	9		9 事業期間終了時の状態	事業期間終了時に本施設の全てが正常に使用できること、かつ、本書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市に引継ぐことができるように維持管理を行う。	事業期間終了時に本施設の全てが正常に使用できること、かつ、本書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市に引継ぐことができるように維持管理を行い、必要に応じて本施設及び機器・備品等の更新を行う。

No	頁	章	1	(1)	項目等	修正前	修正後
8	4	1	10		10 自己評価	-	個別業務責任者は、個別業務の自己評価を徹底するとともに、統括管理責任者に報告する。統括管理責任者及び個別業務責任者は、自己評価結果を踏まえ、業務の水準維持・改善を行うこと。自己評価の内容については、市と協議の上設定するものとする。
9	5	2	2	(1)	敷地面積	36,636.00 m ²	37,366.00 m ²
10	5	2	2	(1)	本事業前の用途	長府扇町第1運動場（軟式野球場2面、駐車場、屋外便所）	長府扇町第1運動場（軟式野球場2面、駐車場、屋外トイレ）
11	5	2	2	(2)	(2)地質状況	別に提示する「別紙1 敷地調査報告書」を参照する。	別に提示する「参考資料」を参照する。
12	6	2	2	(3)	付帯設備	・屋外便所（汲取り式）	・屋外トイレ（汲取り式）
13	6	2	3	(5)	(5)埋設物について	敷地北東の市道長府扇町1号線から上水道管DIP100A（敷地内は主にHIVP75A）が引き込まれている。この上水道管は、敷地内の水飲み場・散水栓（2系統）及び屋外便所と近隣の下関市勤労者総合福祉センターと民間業者建物に分岐している。 この上水道管から敷地内の水飲み場・散水栓（2系統）と屋外便所に分岐する枝管は撤去する。 また、上水道管と平行に下関市勤労者総合福祉センターの電力線が埋設されている。施設整備において下関市勤労者総合福祉センターと民間業者建物に影響を与えないようにする。 この他に運動場用排水管（ヘチマロン）を埋設している。運動場用排水管は撤去する。	敷地北東の市道長府扇町1号線から上水道管DIP100A（敷地内は主にHIVP75A）が引き込まれている。この上水道管は、敷地内の水飲み場・散水栓（2系統）及び屋外トイレと近隣の下関市勤労者総合福祉センターと民間業者建物に分岐している。 この上水道管から敷地内の水飲み場・散水栓（2系統）と屋外トイレに分岐する枝管は撤去する。 また、上水道管と平行に下関市勤労者総合福祉センターの電力線が埋設されている。施設整備において下関市勤労者総合福祉センターと民間業者建物に影響を与えないようにする。 この他に運動場用排水管（ヘチマロン）を埋設している。運動場用排水管は撤去する。
14	7	2	3	(6)	(6)プールの公認取得について	「プール公認規則」及び「公認プール設置要領」に基づく「25m国内基準プール（国内プール）」の公認を取得する。これに係る協議、手続き、検査、審査、申請等を行う。	「プール公認規則」及び「公認プール施設要領」に基づく「25m国内基準プール（国内プール）」の公認を取得する。これに係る協議、手続き、検査、審査、申請等を行う。
15	7	2	3	(6)	(7) 建物及び土地の使用料の負担	自主提案事業に係る建物及び土地の使用料の負担は、下関市行政財産使用料条例の定めによる。	自主提案事業に係る建物及び土地の使用料の負担は、下関市ボートレース企業局会計規程（平成26年4月1日競艇企業局規程第15号）の定めによる。

No	頁	章	1	(1)	項目等	修正前	修正後
16	7	2	3	(8)	(8) 光熱水費の負担	本施設に高い省エネ性能を求める。本事業の実施に係る光熱水費は事業費に含む。光熱水費の単価の変動については、市が負担する。ただし、使用量の変動については事業者が負担する。	本事業（建設業務に係るもの（試運転を含む）及び自主提案事業は除く）の実施に係る光熱水費は市が負担する。
17	-	2	3	-	(9) ボートレース下関開催時の留意事項	ボートレース下関開催時は本施設からボートレースが観戦できないようにする。	-
18	7	2	5	(1)	(1) 基本的な性能要件	・ DB0方式による <u>一体的な事業手法</u> のメリットを最大限活かし、最適かつ効率的で持続可能な施設整備とするため、設計にあたっては、運営及び維持管理の効率を重視する。	・ DB0方式により設計・建設業務と運営及び維持管理業務等を一体的に発注するメリット を最大限活かし、最適かつ効率的で持続可能な施設整備とするため、設計にあたっては、運営及び維持管理の効率を重視する。
19	7	2	5	(1)	(1) 基本的な性能要件	-	・ 省エネ性能は、ZEB Oriented 相当とし、BEI 0.7以下で未評価省エネ技術を1件以上採用する。
20	7	2	5	(1)	(1) 基本的な性能要件	・ 建物・部材・機器・材料は、耐塩害・耐高湿度・耐塩素対策し、十分な防錆・防食対策を講じる。	・ 建物・部材・機器・材料は、耐塩害・耐高湿度・耐塩素仕様とし、十分な防錆・防食対策を講じる。
21	8	2	5	(1)	(1) 基本的な性能要件	・ アナウンスが聞き取りやすい、室内構造、音響環境と音響設備を備える。	・ アナウンスが聞き取りやすい、室内構造、音響環境と音響設備を備える。 <u>また、レジャープールエリアと一般プールエリアの音響設備は、それぞれ独立して運用できる機能を備える。</u>
22	9	2	5	(2)	レジャープール壁・天井・内装	残響時間目標値 <u>5</u> 秒以内（空席時）	・ 残響時間目標値 <u>3</u> 秒以内（空席時） ・ 平均吸音率 <u>0.2</u> 程度
23	9	2	5	(2)	一般プール 25mプール（公認プール）	・ 25m × 8 レーン（レーン幅 <u>2.5</u> m）	・ 25m × 8 レーン（レーン幅 <u>2</u> m以上）
24	9	2	5	(2)	一般プール壁・天井・内装	・ 天井を設置する ・ 残響時間 <u>5</u> 秒以内（空席時）	・ 天井を設置する ・ 残響時間 <u>3</u> 秒以内（空席時） ・ 平均吸音率 <u>0.2</u> 程度
25	10	2	6	(1)	(1) 基本的な性能要件	・ DB0方式による <u>一体的な事業手法</u> のメリットを最大限活かし、最適かつ効率的で持続可能な施設整備とするため、設計にあたっては、運営及び維持管理の効率を重視する。	・ DB0方式により設計・建設業務と運営及び維持管理業務等を一体的に発注するメリット を最大限活かし、最適かつ効率的で持続可能な施設整備とするため、設計にあたっては、運営及び維持管理の効率を重視する。

No	頁	章	1	(1)	項目等	修正前	修正後
26	10	2	6	(1)	(1) 基本的な性能要件	・建物・部材・機器・材料は、耐塩害対策し、十分な防錆・防食対策を講じる。	・建物・部材・機器・材料は、耐塩害仕様とし、十分な防錆・防食対策を講じる。
27	10	2	6	(1)	(1) 基本的な性能要件	－	・施設外周部、出入口は見通しを確保するとともに、歩行者の安全確保及び車両進入防止のための車止めを設置する。
28	10	2	6	(1)	(1) 基本的な性能要件	－	・駐車場エリアの周囲は歩車境界ブロック等で区画する。
29	10	2	6	(1)	(1) 基本的な性能要件	－	・出入口や各施設の配置を踏まえた園路を自動車用通路と分離して設置する。
30	10	2	6	(1)	(1) 基本的な性能要件	－	・外周はフェンスで囲う。ただし、下関市勤労者総合福祉センターと接する場所は除く。
31	10	2	6	(1)	(1) 基本的な性能要件	－	・高低差が生じる箇所には、転落防止柵等を設置する。
32	10	2	6	(1)	(1) 基本的な性能要件	－	・イベント開催等の人だまりを考慮したゆとりのある広場を配置する。
33	11	2	6	(2)	フットサルコート	防球ネット	防球ネット（側面、屋根面（H＝6.0m程度））
34	11	2	6	(2)	ピククルボールコート	防球ネット	防球ネット（H＝3.0m程度）
35	11	2	6	(2)	スケートボード場	外周フェンス	外周フェンス（H＝1.8m程度）
36	11	2	6	(2)	バスケットボールコート（3×3）	外周フェンス	外周フェンス（H＝3.0m程度）
37	11	2	6	(2)	屋外便所	屋外便所	屋外トイレ
38	11	2	7	(1)	(1) 共通事項	・シンプルなデザインとし、複雑で華美なデザイン・特殊な材料等を排除する。また、建設コストを低減し、施工が容易なものとする。	・子どもから大人まで、幅広い年齢層の来場者に非日常の体験や楽しさを感じさせるレジャープールの建築計画とする。
39	13	2	8	(3)	(3) 耐風圧設計	－	建築基準法施行令第87条に規定する風圧力算定時の地表面粗度区分は、Ⅱとする。

No	頁	章	1	(1)	項目等	修正前	修正後
40	14	2	9	(3)	(3) レジャープール意匠照明計画	—	・夜間の空間演出及び水中の視認性向上のため、フルカラー投光器及びフルカラー水中照明を設置する。
41	14	2	9	(3)	(3) レジャープール意匠照明計画	—	・フルカラー照明は、操作卓などによる点滅・調光のほか、シーン設定やプログラム演出などの操作が可能なシステム（DMX制御）を構築し、ローカル放送設備との連動が可能なものとする。
42	14	2	9	(4)	(4) 空調・換気設備計画	・空調・換気設備による徹底した高湿度対策、塩素対策、結露防止対策を行う。	・空調・換気設備による徹底した高湿度対策、塩素対策、結露防止対策、塩害対策を行う。特に電気室とプール天井裏の外気吸気は除塩フィルタを設置する等の塩害対策を強化する。
43	14	2	9	(6)	(6) プール等循環ろ過設備計画	—	・ろ過器のポンプは交互運転とする。
44	15	2	9	(6)	(6) プール等循環ろ過設備計画	—	・オーバーフロー水を回収して利用する場合は、専用のろ過機を各プール毎に設置する。
45	15	2	9	(6)	(6) プール等循環ろ過設備計画	—	・ろ過機用の排水処理槽は設置しない。
46	15	2	9	(8)	(8) 昇降機設備計画	・「第2章 基本要件 7 建築計画（3）平面・動線計画」による定員数を確保する。	・「第2章 基本要件 7 建築計画（3）平面・動線計画」を踏まえた適切な定員数を確保する。
47	16	2	10		10 外構計画	—	・園路は歩行者、車イス、ベビーカー等が安全にすれ違うことが可能な幅員及び見通しを確保する。
48	16	2	12		12 長期修繕計画	本施設が事業期間終了後も継続して利用することを前提とした長期修繕計画を作成する。	本施設が事業期間終了後も継続して利用することを前提とした事業期間における長期修繕計画を作成する。
49	17	3	1	(2)	(2) 業務区分	・その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	・その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務の実施
50	17	3	1	(3)	(3) 実施体制	・統括管理責任者は、運営業務開始後から常駐を基本とする。なお、やむを得ない事情により、本務ができない場合には個別業務責任者の中から代務者を指定して常に市と連絡・調整ができる体制を構築する。	・統括管理責任者は、運営業務開始後から常駐を基本とする。なお、やむを得ない事情により、常駐ができない場合には個別業務責任者の中から代務者を指定して常に市と連絡・調整ができる体制を構築する。

No	頁	章	1	(1)	項目等	修正前	修正後
51	17	3	1	(4)	(4) 統括管理責任者について	・統括管理責任者は、担うべき役割を確実に遂行できる限りにおいて、 <u>個別業務の責任者</u> ・担当者を兼務できる。	・統括管理責任者は、担うべき役割を確実に遂行できる限りにおいて、 <u>各業務区分の責任者</u> ・担当者を兼務できる。
52	17	3	1	(5)	(5) 業務担当者について	・業務担当者は、 <u>個別業務の責任者</u> ・担当者を兼務できる。	・業務担当者は、 <u>各業務区分の責任者</u> ・担当者を兼務できる。
53	18	3	2		2 統括管理業務計画書の作成	・統括管理責任者と業務担当者届（ <u>経歴、資格等</u> ）	・統括管理責任者と業務担当者届（ <u>経歴書、資格証の写しを添付</u> ）
54	18	3	4		4 統括マネジメントの実施	・個別業務を一元的に管理し、事業者の各構成員及び協力会社との連携・役割・責任分担を明確にした実施体制を構築する。	・個別業務を一元的に管理し、事業者の各構成企業及び協力会社との連携・役割・責任分担を明確にした実施体制を構築する。
55	19	3	6		6 自己評価の統括	6 自己評価の実施	6 自己評価の統括
56	19	3	6		6 自己評価の統括	統括管理業務計画書に基づいて、各業務の事業計画と実際の実施状況と達成度と経営状況等について検証し、自己評価を行い、利用者のサービス向上に努める。	統括管理業務計画書に基づいて、 <u>個別業務の事業計画と実際の実施状況と達成度と経営状況等について検証し、自己評価を行い、利用者のサービス向上に努める。</u>
57	19	3	6		6 自己評価の統括	－	・ <u>個別業務における自己評価結果を取りまとめ、市に報告する。</u>
58	19	3	7		7 事業期間終了時の引継	・ <u>改修や更新が必要な施設・設備の大規模修繕計画</u> を提出する。	・ <u>本施設を継続して使用するために必要な施設・設備及び機器・備品等の改修や更新を行う大規模修繕計画</u> を提出する。
59	20	4	1	(2)	(2) 業務区分	・その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務	・その他、上記業務を実施する上で必要な <u>関連業務の実施</u>
60	20	4	1	(3)	(3) 実施体制	・事業着手前に、設計業務の主任技術者と照査技術者を定める。 <u>主任技術者と照査技術者を変更する場合は、業務の質と進捗の維持を確保した十分な引継を行う。</u>	・事業着手前に、設計業務の管理技術者と照査技術者を定める。 <u>管理技術者と照査技術者を変更する場合は、業務の質と進捗の維持を確保した十分な引継を行う。</u>
61	20	4	2		2 設計業務計画書等の作成	・ <u>主任技術者及び照査技術者届</u>	・ <u>管理技術者及び照査技術者届（経歴書、資格証の写しを添付）</u>

No	頁	章	1	(1)	項目等	修正前	修正後
62	20	4	3		3 事前調査の実施	・別に提示する「別紙1 敷地調査報告書」の内容で不足する場合、周辺及び建設業務に影響がある恐れがある場合は、必要に応じて事前調査（地盤調査、土壌調査、敷地調査等）を実施する。なお、費用については事業者負担とする。	・本書の参考資料として示す「ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン基本設計業務成果品」の内容で不足する場合、周辺及び建設業務に影響がある恐れがある場合は、必要に応じて事前調査（地盤調査、土壌調査、敷地調査等）を実施する。なお、費用については事業者負担とする。
63	21	4	6		6 設計図書の作成	-	No.14 図書名：長期修繕計画 部数：1
64	22	5	1	(2)	(2) 業務区分	・その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	・その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務の実施
65	22	5	1	(3)	(3) 実施体制	・解体業務着手前に解体業務の設計を担当する主任技術者及び照査技術者を定め、解体業務の工事を担当する現場代理人及び主任技術者を定める。	・解体業務着手前に解体業務の設計を担当する管理技術者及び照査技術者を定め、解体業務の工事を担当する現場代理人及び主任技術者を定める。
66	22	5	2		2 解体業務計画書等の作成	・設計担当の主任技術者及び照査技術者届	・設計担当の管理技術者及び照査技術者届（経歴書、資格証の写しを添付）
67	22	5	2		2 解体業務計画書等の作成	・工事担当の現場代理人と主任技術者	・工事担当の現場代理人と主任技術者（経歴書、資格証の写しを添付）
68	22	5	3		3 事前調査の実施	・別に提示する「別紙1 敷地調査報告書」の内容で不足する場合、周辺及び建設業務に影響がある恐れがある場合は、必要に応じて事前調査（地盤調査、土壌調査、敷地調査等）を実施する。なお、費用については事業者負担とする。	・本書の参考資料として示す「ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン基本設計業務成果品」の内容で不足する場合、周辺及び建設業務に影響がある恐れがある場合は、必要に応じて事前調査（地盤調査、土壌調査、敷地調査等）を実施する。なお、費用については事業者負担とする。
69	24	6	2		2 建設業務計画書等の作成	・現場代理人・主任技術者（経歴書を添付）	・現場代理人・主任技術者（経歴書、資格証の写しを添付）
70	26	7	1	(2)	(2) 業務区分	・その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務	・その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務の実施
71	26	7	2		2 工事監理業務計画書等の作成	・工事監理者届（経歴書を添付）	・工事監理者届（経歴書、資格証の写しを添付）
72	28	8	1	(2)	(2) 業務区分	・その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務	・その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務の実施

No	頁	章	1	(1)	項目等	修正前	修正後
73	28	8	2		2 運営業務計画書の作成	・ 運営責任者、業務担当者、プール管理者及びプール監視員届（ <u>経歴、資格等</u> ）	・ 運営責任者、業務担当者、プール管理者及びプール監視員届（ <u>経歴書、資格証の写しを添付</u> ）
74	28	8	3		3 運営マニュアルの作成	運営業務計画書に基づき、 <u>本業務開始60日までに</u> 、運営業務計画書を円滑に実施するための運営マニュアルを市に提出する。運営業務が円滑に行えるよう逐次見直しを行い、運営マニュアルの内容を変更した場合は、直ちに再提出する。	運営業務計画書に基づき、 <u>運営業務開始60日前までに</u> 、運営業務計画書を円滑に実施するための運営マニュアルを市に提出する。運営業務が円滑に行えるよう逐次見直しを行い、運営マニュアルの内容を変更した場合は、直ちに再提出する。
75	29	8	4		4 運営業務報告書等の作成	・ 光熱水費の状況	・ 光熱水の <u>使用状況</u>
76	32	9			第9章 維持管理業務に関する事項	第9章 維持管理に関する事項	第9章 維持管理 <u>業務</u> に関する事項
77	32	9	1	(2)	(2) 業務区分	・ 保守管理・修繕業務	・ 保守管理・修繕の <u>実施</u>
78	32	9	1	(2)	(2) 業務区分	・ 環境衛生・清掃業務	・ 環境衛生・清掃の <u>実施</u>
79	32	9	1	(2)	(2) 業務区分	・ 警備・保安業務	・ 警備・保安業務の <u>実施</u>
80	32	9	1	(2)	(2) 業務区分	・ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	・ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務の <u>実施</u>
81	32	9	2		2 維持管理業務計画書の作成	・ 維持管理責任者、業務担当者届（ <u>経歴、資格等</u> ）	・ 維持管理責任者、業務担当者届（ <u>経歴書、資格証の写しを添付</u> ）
82	33	9	3		3 維持管理業務報告書等の作成	なお、建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律等に基づく定期調等の報告書の作成を含む。	なお、建築基準法、消防法、 <u>電気事業法</u> 、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律等に基づく定期調査等の報告書の作成を含む。
83	33	9	4		4 保守管理・修繕業務の実施	4 保守管理・修繕	4 保守管理・修繕の <u>実施</u>

No	頁	章	1	(1)	項目等	修正前	修正後
84	33	9	4		4 保守管理・修繕業務の実施	維持管理業務計画書に基づいて、本施設の各部分・箇所及び器具・備品等を適切に管理・点検・修繕し、本施設が安全・安心な施設として運営できる性能及び機能を保つ。	維持管理業務計画書に基づいて、本施設の各部分・箇所及び器具・備品等を適切に管理・点検・修繕し、本施設が安全・安心な施設として運営できる性能及び機能を <u>保ち、必要に応じて更新する。</u>
85	33	9	4		4 保守管理・修繕業務の実施	また、建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律等に基づく定期調査等を実施する。	また、建築基準法、消防法、 <u>電気事業法</u> 、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律等に基づく定期調査等を実施する。
86	33	9	4		4 保守管理・修繕業務の実施	-	<u>・長期修繕計画における事業期間内の修繕又は更新は事業者の負担とする。また、長期修繕計画以外の1件20万円（消費税及び地方消費税を含まない。）未満の軽微な修繕は事業者の負担とする。</u>
87	33	9	5		5 環境衛生・清掃業務の実施	5 環境衛生・清掃業務	5 環境衛生・清掃業務 <u>の実施</u>
88	33	9	6		6 環境衛生・清掃業務の実施	6 警備・保安業務	6 警備・保安業務 <u>の実施</u>
89	34				用語一覧「DB0」	施設の所有、資金調達は市が行い、施設の設計業務、建設・工事監理業務、運営・維持管理業務を事業者が一括して行う方式。	施設の所有、資金調達は市が行い、施設の設計・建設業務、運営及び維持管理業務等を事業者が一括して行う方式。
90	34				用語一覧「応募者」	-	<u>本事業の募集に参加しようとする代表企業及び構成企業のグループ</u>
91	34				用語一覧「基本契約」	<u>基本協定に基づき市と構成企業間で締結し、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために必要な基本的事項を定めた契約</u>	<u>市と事業者で締結し、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために必要な基本的事項を定めた契約</u>
92	34				用語一覧「事業期間」	-	<u>基本契約締結から事業終了までの期間</u>
93	34				用語一覧「事業費」	-	<u>事業期間における統括管理業務、設計業務、解体業務、建設業務、工事監理業務、運営業務、維持管理業務に係る費用</u>

No	頁	章	1	(1)	項目等	修正前	修正後
94	34				用語一覧「実施方針等」	<u>市が公表する実施方針及び要求水準書（案）</u>	-
95	34				用語一覧「資本関係において関連のある者」	募集に参加しようとする他の者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又は、その出資の総額が100分の50を超えている者	当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又は、その出資の総額が100分の50を超えている者
96	34				用語一覧「人的関係において関連がある者」	募集に参加しようとする他の者の代表権を有する役員を兼ねている者	当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者
97	34				用語一覧「提案書等」	事業者が選定過程において提示した提案	事業者が選定過程において市に提出する入札書等及び提案審査書類。 <u>事業者選定後においては、上記に加え、事業契約の締結及び履行において事業者からなされた提案の一切をいう。</u>
98	35				用語一覧「運動場エリア」	フットサルコート、ピククルボールコート、バスケットボールコート（3×3）、 <u>スケートボード場・多目的コート、屋外便所等</u>	フットサルコート、ピククルボールコート、 <u>スケートボード場、バスケットボールコート（3×3）、屋外トイレ等</u>
99	35				用語一覧「個別業務」	設計・工事監理・建設・解体・運営・維持管理業務	<u>統括管理業務、設計業務、解体業務、建設業務、工事監理業務、運営業務、維持管理業務</u>
100	35				用語一覧「各業務区分」	-	当該個別業務内の業務区分
101	35				用語一覧「劣化」	物理的、化学的及び <u>生理的</u> 要因により、対象物の性能が低下すること。	物理的、化学的及び <u>生物的</u> 要因により、対象物の性能が低下すること。
102	35				用語一覧「長期修繕計画」	-	<u>事業期間における本施設の性能・機能を維持するために必要な修繕又は更新の計画。以下に一例を示す。</u> <u>（設備）：ろ材の交換、電子部品等の更新。</u>

No	頁	章	1	(1)	項目等	修正前	修正後
103	36				用語一覧「大規模修繕」	（建築）：建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕。例：外壁・屋上防水の全面改修。 （設備）：機器、配線の全面的な更新を行う修繕。例：空調設備・配管・ろ過機・ボイラー等の更新。 （土木）：コート等のサーフェスの全面更新。	<u>事業期間終了後に本施設を継続して使用するために施設全体の改修や更新をすること。以下に一例を示す。</u> （建築）：建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕。例：外壁・屋上防水の全面改修。 （設備）：機器、配線、<u>配管等の全面的な更新</u>。例：空調設備・配管・ろ過機・ボイラー、<u>制御装置、照明器具等の更新</u>。 （土木）：コート等のサーフェスの全面更新。 <u>（器具・備品等）：更新</u>